

「みやぎのいちごマルシェ2027」開催業務仕様書

第1 委託業務の名称 「みやぎのいちごマルシェ2027」開催業務

第2 履行期限 契約締結の日から令和9年3月12日(金)

第3 委託業務の目的

宮城県産いちごのブランド力向上及び消費拡大を図るため、生産者、関係団体及び消費者が交流できる「みやぎのいちごマルシェ2027」を開催する。

併せて、県育成品種をはじめとする県産いちごの魅力を広く発信し、県産いちごのファン獲得、認知度向上及び継続的な購買促進につなげるものとする。

第4 委託業務の内容

委託業務の内容は下記のとおりとする。本業務では、来場者数、SNS等での情報発信数、メディア掲載数等を踏まえ、効果的な企画運営を行うこと。なお、より高い効果が見込まれる場合には内容の一部を変更し、企画提案することができるものとする。

企画提案の内容については、宮城県(以下「発注者」という。)と受注者との協議の上、最適な内容に調整することとする。

スケジュールについては別添1「みやぎのいちごマルシェ2027開催業務 事業スケジュール(予定)」を参照のこと。

1 「みやぎのいちごマルシェ2027」(以下、「マルシェ」という。)の企画・運営

(1)マルシェの内容

- ア 県内のいちご生産法人や農業協同組合等関係団体(以下「出展者」という。)による、宮城県産いちごやいちごを使った加工品等の販売
- イ オープニングセレモニー
- ウ 令和8年度農林産物(野菜(いちご)部門)品評会表彰式
- エ 集客及び販売促進のための抽選会などのイベント

(2)開催時期・期間

令和9年2月12日(金)～13日(土)

販売時間は第4の2マルシェ当日のスケジュール等(一例)を参考にすること。

準備から撤収の時間は、会場の営業時間等を考慮すること。

(3)会場

ア マルシェの会場は集客が期待される大規模商業施設のイベントスペース等とし、選定は発注者が行う。ただし、受注者が会場及び会場費を提案することを妨げない。会場費は委託金に含むものとし、発注者が選定した会場で開催する場合には、会場費 450 千円(2日間)(税別)を委託金に計上する。発注者が選定した会場で企画提案する場合は、会場の面積を 16m×11mとし、受注者が会場を提案する場合は、発注者が選定した会場と同等またはこれ以上の面積の会場を提案すること。

- イ 発注者が選定した会場を使用する場合には、会場備品として、出展用長机、いす、仕切り用パネル、ステージ、大型モニタは無料で利用できる。
- ウ 県の備品として、ベルトパーテーション 20 本、マイクセット 1 セット、延長コード 10m 1 本、電源用ドラム3個は無料で利用できる。
- エ その他必要な備品については、委託金に含むものとする。

(4)会場演出及び装飾

- ア 会場レイアウトを提案すること。なお、来場者の動線確保及び行列・混雑時において近隣店舗の営業及び顧客動線に支障を与えない配置とし、必要な混雑対策を講じること。
- イ イベント名称及び「みやぎのいちご」の魅力が来場者に分かりやすく伝わるよう、県が提供するロゴマーク、キャラクター、商品画像等も活用し、仕切用パネルへのポスター掲示、横断幕、タペストリー等によるメイン装飾を制作すること。なお、県が保有するポスター、パンフレット等を活用できるものとする。
- ウ 会場全体及び出展者ブースについて、いちごをテーマとした統一感のある装飾計画を立案し、来場者の円滑な誘導及びイベントPRに資するサイン、のぼり、パネル等を含めて一体的に整備し、設営及び撤去を行うこと。
- エ 発注者が選定した会場を使用する場合は、大型モニタを活用した宮城県産いちごのPR等の映像演出を提案すること。
- オ 在庫となるいちご箱等の保管場所を確保し、その配置を提案すること。

(5)出展者の募集・連絡調整等

- ア 出展者は10団体程度とし、いちごの生産状況や会場規模に応じて発注者と協議の上で調整すること。また、受注者はマルシェに参加する出展者の募集及び選定を行うこと。
- イ 出展者説明会をオンラインで開催することとし、受注者は説明会資料の作成、当日の運営及び説明を行うこと。なお、オンライン説明会は県庁内を会場として実施するものとする。また、出展者ブースの配置については、公平性を確保するため、抽選等により決定すること。
- ウ マルシェへの参加に際し、出展者等からの負担金等(出展料等)は徴収せず、マルシェに係る費用は、原則委託金で清算すること。
- エ 会場、出展者及び発注者間の連絡調整を適切に行うとともに、出展者からの質問及び相談に対応すること。また、マルシェ当日には出展者ミーティングを実施し、運営上の注意事項等の共有を行うこと。
- オ マルシェ終了後、出展者に対して、マルシェ開催に関するアンケートを実施し、その結果を取りまとめて発注者に報告すること。なお、アンケートの作成に当たっては、受注者が行うこと。

(6)オープニングセレモニー

- ア 受注者は、マルシェのオープニングセレモニーの会場設営、運営及び進行を行うこと。
(3)会場イ、ウに記載している備品の使用可)
- イ オープニングセレモニーは、会場内にスペースを設けて行うこと。会場の広さにより、出展者ブースの妨げになる場合は、オープニングセレモニー終了後セレモニー会場は撤去してもよい。

ウ 受注者は、司会者の手配、進行台本の作成、音響機材の設置及び運営に必要な備品の準備を行うこと。(マイクセットは県備品を使用可)

エ 農政部長、出展者等による開会セレモニーを企画し、実施内容を提案すること。

オ 来場者及び報道機関への訴求効果が高く、宮城県産いちごの魅力を発信できる演出を提案すること。

カ オープニングセレモニーの様子が写真及び映像として効果的に記録されるよう、登壇配置、背景装飾及び動線を提案すること。

(7)令和8年度農林産物(野菜(いちご)部門)品評会表彰式(以下「表彰式」という。)

※令和8年度農林産物(野菜(いちご)部門)品評会は、いちごの品質を競うことで生産者の栽培技術向上を図るとともに、県産いちごの魅力を広く消費者に発信し、ブランド力強化と消費拡大を目指すもの。事前に審査会を開催し、「表彰式」を「マルシェ」内で行う。

ア 表彰式はマルシェの会場内で行う。オープニングセレモニーと併せて行うことも可。

イ 会場設営及び装飾は受注者が行い、賞状等の準備、運営、進行は発注者が行う。

ウ 受注者は表彰式において、賞状贈呈時の背景として使用する横断幕を制作し、設置すること。

エ 表彰式の出席者は10名程度とする。(授与者、受賞者)

オ 表彰式の所要時間はオープニングセレモニーと合わせて30分程度とし、販売時間開始前に設定すること。ただし、受注者が所要時間及び開始時間を提案することを妨げない。

カ 表彰式内で受賞者及び授与者の記念撮影を行うこと。

キ オープニングセレモニーと表彰式を併せて実施する場合は、受賞者の表彰及び記念撮影が円滑に行える進行計画を提案すること。

(8)集客及び販売促進のための抽選会などのイベント

ア 来場者の参加意欲を高めるとともに、会場内の回遊促進及び滞留時間の増加、並びに出展者及び県産いちごの認知度向上及び販売促進につながる抽選会、その他の参加型イベントを企画提案し、実施すること。また、SNSへの投稿、アンケート回答、複数ブース訪問等、来場者の行動促進につながる参加条件を設定すること。

イ 抽選会等の実施にあたっては、出展者等から景品やPRに繋がる商品の無償提供を受けられるものとする。

ウ 抽選会等の実施に必要な運営体制、受付方法、抽選方法及び景品管理方法を適切に整備し、安全かつ円滑な運営に配慮するとともに、混雑対策及び来場者誘導を行うこと。

(9)マルシェの周知

ア 受注者は、テレビ、新聞、雑誌、ラジオ等のマスメディア、SNS、動画配信、WEB広告等を効果的に組み合わせ、マルシェの周知を図るとともに、県育成品種をはじめとする県産いちごの魅力を広く発信し、認知度向上、ブランド力向上、ファン獲得及び継続的な購買促進につなげること。

イ SNS等を活用した情報発信については、開催前に2回以上の投稿及び複数回の広告配信を行うこと。

ウ 周知にあたっては、広報告知の実施時期や媒体ごとの展開内容を明確にした広報スケ

- ジュールを作成するとともに、チラシ等の広報資材を作成すること。
- エ 周知用チラシ等の資材は 5,000 部以上印刷し、配布先及び配布部数を含め効果的な配布計画を提案すること。

2 その他の独自提案

県産いちごのブランド力向上を図るための効果的な独自の企画を提案すること。SNSでの情報発信、新品種(ころろんベリー)PR等の観点を踏まえた企画が望ましい。

マルシェ当日のスケジュール等(一例)

2月12日(金)

8時00分～10時00分 会場準備及び出展者による搬入、出展準備

10時00分～10時30分 出展者説明会及び品評会表彰式出席者打ち合わせ

10時30分～11時00分 令和8年度農林産物(野菜(いちご)部門)品評会表彰及び「みやぎのいちごマルシェ2027」オープニングセレモニー

11時00分～17時00分 いちご販売会等のイベント開催

17時00分～18時00分 会場撤収及び解散

第5 成果品

- 1 本業務に関する実績報告書(A4判カラー印刷) 2部
(成果品の仕様、提出時期等詳細は、別途指示するものとする。)
実績報告書には以下の内容を含めること。
 - ・実施概要、写真
 - ・成果指標の達成状況等
 - ・課題及び今後の改善提案
 - ・出展者の日別売上及び出展者アンケートの集計結果
- 2 本仕様書第4に関する製作物及び記録等の電子データ 一式
※電子データについては、DVD等の記録媒体に保存の上、提出すること。
- 3 業務完了報告書(発注者が指定する様式) 1部

第6 包括的事項

- 1 委託業務の着手及び進行に当たっては、発注者と十分に連絡調整の上、実施すること。
- 2 本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受注者の間でその都度協議するものとする。
- 3 受注者は、来場者及び出展者の安全確保に十分配慮し、事故防止、衛生管理、混雑対策等を含めた運営体制を構築すること。
- 4 荒天時、感染症等の発生時その他不測の事態に備え、発注者と協議の上、適切な対応を行うこと。
- 5 本業務により制作したデザイン、写真、動画、印刷物、ロゴ、電子データ等の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、原則として発注者に帰属するものとする。

- 6 発注者の事前の承認がない限り、発注者及び第三者に対して著作権人格権を行使しないものとする。
- 7 著作権・肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、発注者は責任を負わない。
- 8 機密の保持受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- 9 個人情報の保護 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。
- 10 当仕様書に定めのない事項については、随時発注者と協議すること。
- 11 別表の成果指標を提示し、効果測定を行い、その達成状況を第5の実績報告に記載すること。

別表 成果指標

項目
来場者数
SNS等の発信・閲覧実績
メディア掲載実績
県産いちごの認知度向上度

別添1 「みやぎのいちごマルシェ2027」開催業務 事業スケジュール(予定)

月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
業務内容			開催内容の打合せ						みやぎのいちご「マルシェ」	報告書提出
						出展募集開始	出展事前説明会	情報発信		
						出展者との調整				
			会場との調整							